

坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業補助金の概要

補助制度の概要

- 補助金の額 住戸1戸当たり100万円 限度額は、5,000万円（予算の範囲内）
- 対象期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日までに事業認定を受け、当該認定日から3年以内に事業を完了し、補助金交付申請を行うこと
- 対象区域 まちなか居住推進区域（坂出市立地適正化計画に定める居住誘導区域）
- 対象者 対象区域内に市が定める基準に適合した中高層共同住宅を建設しようとする者
共同住宅のタイプ：売却を目的とする分譲型、賃貸を目的とする賃貸型、自ら居住するために区分所有することを目的とする共同建設型

■ 条 件

- ① 下記のまちなか中高層共同住宅建設基準に適合していること

項 目		基 準
住 宅 構 造	(1) 規模	ア 敷地面積は、500㎡以上であること イ 各住戸の専用面積は、55㎡以上であること ウ 住戸数は、10戸以上であること エ 建物階数は、地上4階以上であること
	(2) 規格	ア 構造は、法令を順守した十分な耐火構造であること イ 各住戸に台所、水洗便所、浴室および居室等を備えていること
	(3) 性能	ア 市が指定する「住宅性能評価基準」の等級に適合していること イ エレベーターを設置すること
	(4) 併設施設	店舗、事務所等と住宅が併存する建築物は、住宅部分の床面積が2分の1以上を占めること
居 住 環 境	(1) 景観	緑化面積を敷地面積の100分の3以上を確保すること
	(2) 空地の確保	空地は、建築基準法上の割合に1割以上を加えること
	(3) 駐車場	ア 敷地内に住戸数の2分の1以上の収容台数を有すること イ 店舗、事務所等の用途と併存する建築物は、住戸に係る必要収容台数に店舗、事務所等の合計床面積に対して150㎡ごとに1台を加えた収容台数を有すること
	(4) 駐輪場	敷地内に住戸数に相当する台数の駐輪場を設置すること
	(5) ゴミ集積場	市生活課と協議の上、配置すること

- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 認定共同住宅の建設の過程において、周辺の住環境に及ぼす影響に十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めること
- ④ 居住予定者または居住者に対し、自治会の結成または自治会への加入を奨励するよう努めること

提出書類（各1部）および申請時期

■ 事業計画の認定申請

1. 申請書

坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業計画認定申請書…（様式第1号）

2. 添付書類

(1) まちなか中高層共同住宅建設促進事業計画書…（様式第2号）

(2) まちなか中高層共同住宅建設基準適合表…（別紙1）

(3) 設計住宅性能評価・共同住宅自己評価書及び共同住宅建設内容説明書…（別紙2）

(4) 近傍家賃リスト（賃貸型のみ）…（別紙3）

もしくは、近傍分譲価格リスト（分譲型のみ）…（別紙4）

(5) 計画工程表

(6) 付近見取り図，配置図，仕様書，求積図・求積表，各階平面図，立面図，平面詳細図，断面詳細図または矩形図，建具表，構造図，設備図等

(7) 設計住宅性能評価書の写し（事業認定後，工事着手までに提出すること）

3. 申請時期

建築確認申請前

■ 補助金の交付申請

1. 申請書

坂出市まちなか中高層共同住宅建設促進事業補助金交付申請書…（様式第8号）

2. 添付書類

(1) まちなか中高層共同住宅建設促進事業実績報告書…（様式第9号）

(2) まちなか中高層共同住宅建設基準適合表…（別紙5）

(3) 工事請負契約書等の写し

(4) 完成写真

(5) 実施工程表

(6) 対象共同住宅の所有者であることを証する書類（登記簿謄本等）

(7) 付近見取り図，配置図，各階平面図，立面図，平面詳細図，断面図，市税の納税証明書，建築確認検査済証，建設住宅性能評価書の写し等

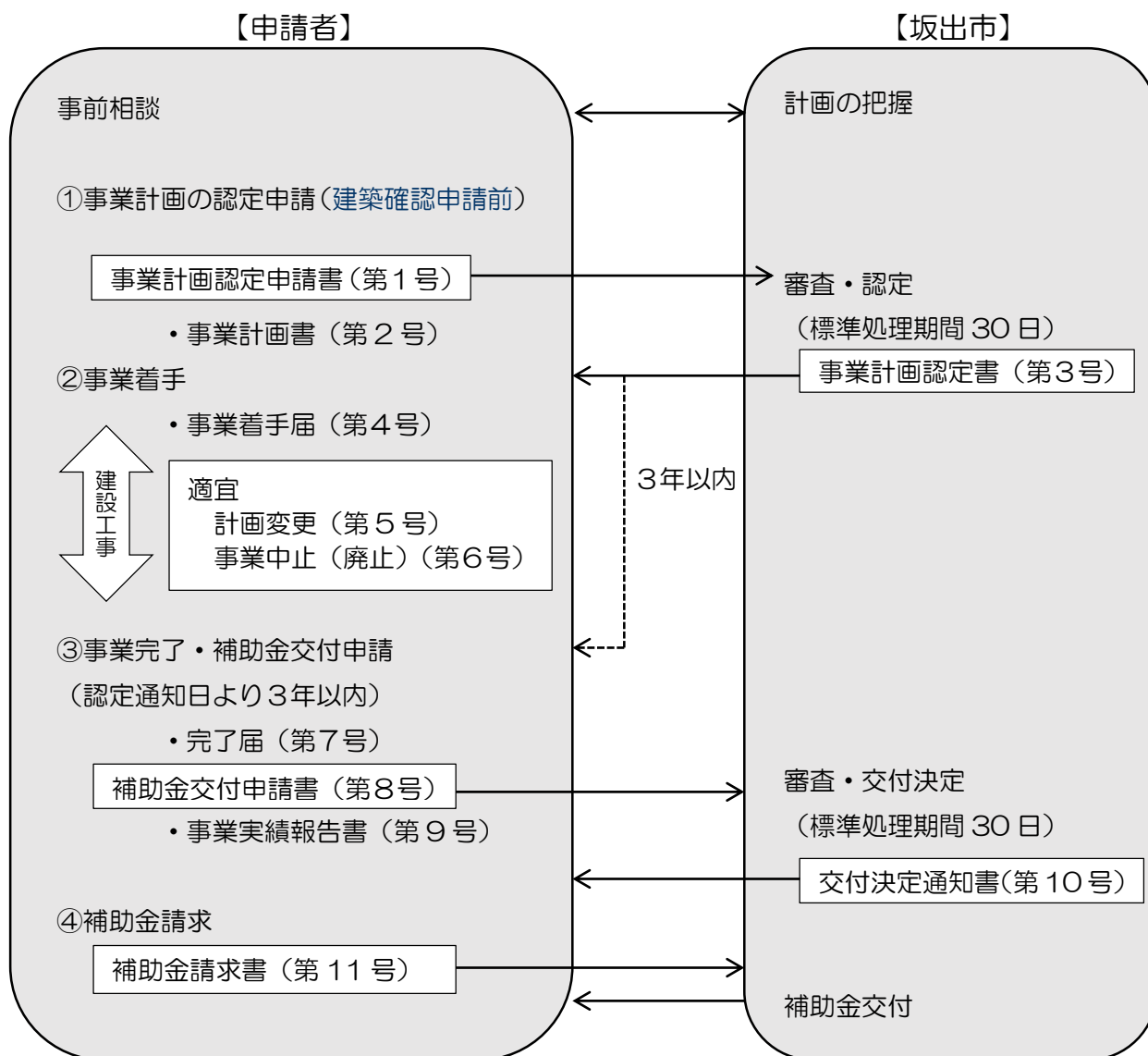
3. 申請時期

事業完了後。ただし，認定日より3年以内

■ その他

事業計画の変更や中止（廃止）があれば，その都度申請または届出が必要です。

■ まちなか中高層共同住宅建設補助金交付の流れ



■ 提出先

坂出市役所 政策課

坂出市室町二丁目3番5号

TEL 0877-44-5001 Fax 0877-46-4056

様式等は、坂出市ホームページよりダウンロードできます

<http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/seisaku/s-matinaka.html>